

さくらだより10月号

鍼灸 / 按摩マッサージ版



発行日
H30.10.20
発行
さくら鍼灸按摩
マッサージ師会

同意書について、ご確認をお願い致します

病名	1. リウマチ
	2. リウマチ
	3. 頸腕症候群
	4. 五十肩
	5. 腰痛症
	6. 頸椎捻挫後遺症
	7. その他
※ 1～6は、当てはまるものに○をつけて下さい。	
発病年月日	昭・平 年 月 日
同意書	初回の同意 再同意 (○をつけて下さい)
診察日	平成 年 月 日
施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい(任意)	

発病年月日欄の記載方法

発病年月日はレセプトに記載してある内容と一致していなければ提出ができません。

発病年月日が不詳の場合、

右端(空いているスペース)に手書き等で

「不詳」と記載をして頂く必要があります。

必ずレセプトの記載内容と一致させて下さい。

また、病名に関してですが、同意書とレセプトの内容は一致していなければいけません。



請求ができる例

同意書に記載してある病名

神経痛 / 五十肩

レセプトに記載してある病名

神経痛 / 五十肩

会返戻になる例



同意書に記載してある病名

神経痛 / 五十肩

レセプトに記載してある病名

神経痛

施術報告書について

- ・再同意をもらうにあたり、10月以降に行った施術内容を医師へ報告する際に作成します。
- ・施術報告書交付料を算定した申請書にコピーを添付する必要があります。
- ・施術報告書の様式は厚生労働省の公式HPにてダウンロードできます。

次回レセプトの締め切り

平成30年11月15日(木)18:00

必着です。配達日をご指定ください。
尚、**DM便は不可となります**。ご協力をお願い致します。



大事なお知らせ

受領委任を開始するにあたって、下記の項目について、変更等ある場合は、厚生局への届出が必要になりますので必ずさくら鍼灸按摩マッサージ師会へご連絡ください

鍼灸按摩マッサージにおいて、届出が必要な主な変更事項

- ① 受領委任の取り扱いを受けようとするとき・受領委任の取り扱いを辞退するとき
- ② 施術所の名称・連絡先・所在地等が変更になったとき
- ③ 施術管理者が変更になったとき
- ④ 施術所の開設者が変更となったとき
- ⑤ 勤務する施術者を追加するとき・勤務する施術者が退職するとき
- ⑥ 施術所を廃止するとき
- ⑦ 施術管理者（出張専門）の住所が変更になったとき
- ⑧ 施術管理者（出張専門施術者）が別の施術所で勤務することとなったとき

※今までは事後報告等で認められる場合もありましたが、受領委任が開始された場合、事前にきちんと届出をしないと保険請求ができなくなる恐れがあります。

実際に受領委任が開始されるのは31年1月1日からです。なにかご不明な点あればさくら鍼灸按摩マッサージ師会までご連絡ください。TEL：047-411-6082

保険者情報

名称変更		変更後	
(31270242) 厚生労働省第二共済組合 近畿中央胸部疾患センター所属所	→	(31270242) 厚生労働省第二共済組合 近畿中央呼吸器センター所属所	H30.9.1 付
保険者番号変更		変更後	
(06141790) 三菱鉛筆健康保険組合	→	(06630016) 三菱鉛筆健康保険組合	H30.9.1 付

同意期間のお知らせ

来月提出となる、平成30年10月に得た同意書の同意期間は

1～15日の同意 : 平成31年3月31日まで

16～30日の同意 : 平成31年4月30日まで

となります。(医師から同意期間の定めが無い場合に限りです。)

また、医師により同意期間の定めがある場合は、レセプトへの記載は医師の指示通りとなりますが、実際の期間は上記の通りとなりますので、ご注意ください。

※徒手矯正は該当しませんので、お間違いの無いようお願いいたします。

レセプト提出について

! ご連絡ください!

「期限に間に合わない」「PCの不具合などで翌月請求に回す」等々、レセプトを提出されない会員様は、**必ず、事前に会までご連絡**を頂けますようお願い申し上げます。
締切日を過ぎた申請書は当月受付が不可能となり、翌月請求としての処理になります。